

令和5年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 3 月 16 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

第1 一般質問

第2 議案第16号 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について

第3 議案第17号 四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について

第4 議案第18号 四万十町情報公開条例について

第5 議案第19号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第6 議案第20号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第7 議案第21号 四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

第8 議案第22号 四万十町産材利用促進条例の一部を改正する条例について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第8まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（15名）

1 番 水 間 淳 一 君

2 番 橋 本 章 央 君

3 番 中 野 正 延 君

4 番 林 健 三 君

5 番 堀 本 伸 一 君

6 番 山 本 大 輔 君

7 番 武 田 秀 義 君

8 番 村 井 眞 菜 君

9 番 緒 方 正 綱 君

10 番 中 屋 康 君

12 番 伴ノ内 珠 喜 君

13 番 佐 竹 将 典 君

14 番 古 谷 幹 夫 君

15 番 下 元 真 之 君

16 番 味 元 和 義 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（1名）

11 番 田 邊 哲 夫 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸 二 郎 君
学校教育課副課長	東 孝 典 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

事 務 局 長	長谷部 卓 也 君	次 長	正 岡 静 江 君
書 記	友 永 龍 二 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 5 年第 1 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に11番田邊哲夫君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

2 番橋本章央君の一般質問を許可します。

2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） 改めまして、おはようございます。議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めます。

今回は、選挙終わって何期目か忘れましたが、またこの席で一般質問する機会を与えていただきましたので一般質問を始めたいと思います。この期間を利用してずっと町内各地を回ったときに私なりに、職業柄もあれば有権者の皆さんのお話を聞く機会、こういうことがあった、その中で気がついた点、気になった点を一般質問として取り上げております。

この林業振興については、場所を言えば、大道地区のあの高いところを車で走っているときに一望できる場所があって、そこですごい森林の蓄積量やいっぱい育つとるなという感想から、これを何とかお金に換える方法、どうやって売っていくかについて考えてみました。また一方で、今回通告はしておりませんが、文化的施設については8,000万円以上のランニングコストがかかるんだよという話を聞いて、将来に大きな負担を残すことだけはせられてくれという意見もしっかり聞いてきたところです。その一方でこういう財産となるべき木材が育っておるということもありますので、そのことについてどうやって林業振興していくか、その点について質問したいと思います。

この林業振興についての質問の狙いとしては、四万十ヒノキ、あるいは四万十産材の杉を今後どうやって売っていくか。現在見てみれば、山に木は育っておって、昨年から大型製材工場が稼働しております。ということは、林業の問題を考えると川上から川下までということで、それを四万十町に置き換えると製材製品としての出口まではできており

ます。しかし、その先が詰まってくればもう広がりが見れないということで、今回の質問の狙いとしてはどうやって売っていくかを最後に、町長に私なりの考えをぶつけながら答弁を願えたらと思います。そういうシナリオで進めていきたいと思います。

それでは、最初に森林の現況について、どういう状況なのかという部分から質問します。

まず、国有林、あるいは町有林、民有林の人工林の蓄積の推移、どういう蓄積になっておるのか、移り変わっていつているのか答弁願います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まず、四万十町の国有林、町有林、民有林の人工林の蓄積量の前に、森林率などについてご説明します。ご存じのとおり、本町の森林率は87%と言われており、約5万6,100haが森林となります。このうち国有林が1万5,980ha、約28.5%、民有林が4万122haで71.5%、この民有林のうちに町有林が含まれますけれども、町有林が約2,000ha、3.6%といった数字です。

ご質問の蓄積量についてですが、国有林が395万8,285 $\text{m}^3$ 、町有林が68万6,797 $\text{m}^3$ 、民有林が923万2,581 $\text{m}^3$ となります。それぞれ成長して増加している状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 細かい数字の部分まで教えていただきありがとうございます。私のこれから仮説を立てるに当たって必要だった数字です。合計で1,387 $\text{m}^3$ になっております。ちょっと乱暴な方式ですけれども、これを単純に $\text{m}^3$ 1万円で計算すると1,300億円の蓄積量があるんだなと。山にはそれだけの財産があるんだなと確認して、これをどうこれから森林経営としてやっていくのが非常に大事になってくると思います。それにはさまざまなネックとなる部分もあると思いますが、それも含めて今後これからの質問の中でやっていきたいと思います。

それでもう一つ、その中で年間の成長量についても教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 年間の成長量も国有林から申し上げますが、10万3,696 $\text{m}^3$ 、町有林が9,689 $\text{m}^3$ 、民有林が13万9,608 $\text{m}^3$ となっております。トータルで25万2,993 $\text{m}^3$ という計算になります。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 今の約25万 $\text{m}^3$ という数字を覚えておいて、次の素材生産量と放置

林の実態について、まず素材生産量はどのぐらいなのか伺います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 素材生産量についてです。統計上数字が分かっているのが令和2年度のものですけれども、四万十町の民有林の部分で3万5,430m<sup>3</sup>となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 先ほどの年間の成長量が25万m<sup>3</sup>で、生産量が今の数字というのと、成長量をはるかに上回っておると。今の状況で木材を切り出ししていてもだんだん材積は山には増えているという計算になるわけですが、そういう解釈でよろしいですかね。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 議員おっしゃるとおり、年間の成長量に対しての生産量は、今申し上げた数字となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） このことは、町内の木材だけでなく日本全国がこのような状況で、年間の必要量は全木材で8,000m<sup>3</sup>に対して、成長量が1億m<sup>3</sup>年間成長していると言われております。ということは、今からどんどん木材を使えるだけの余裕が出てきているということですが、その前に、放置林、手入れされてない山についてもちょっとだけ触れてください。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 放置林対策としては、ご存じのとおり令和元年度よりスタートした森林経営管理制度があります。この制度で森林所有者への意向調査によって、現在の管理状況や将来的な施業の見込みなどについて調査、把握をするものです。全く管理ができていない所有者からは、協定によって一定期間町がお預かりをし、必要な間伐など適切な施業を施してお返しするといった対策もあります。また、この意向調査をきっかけに、近隣の林業事業体を紹介して早急に間伐などに取り組んでもらうといったケースもあります。実際、先ほど申し上げた5万6,000haの森林については、放置林という考え方がなかなか把握できないので、この森林経営管理制度において意向調査を行ったところいきますと、これまでに地吉、古城、戸川地区で1,525haの山林を対象に所有者への意向調査を行っており、その中で所有者の希望によって、数字的には僅かですけれども約12ha

の面積に対して、町で間伐などの施業をした実績があります。引き続き本制度を通じて、放置林の実態把握などは努めていく必要があるとは思っておりますし、またこの調査ももう少し広く全域に広げていきたいという考えです。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 私はある意味山が好きで、植林とかそういうあちこち見に行くときに隣近所のも一緒に目にするわけですけども。窪川・大正地域の大きな山とかけ離れて、十和地域は地図に落とせばパッチワークのような感じで、狭い森林に思い思いに植林をしたりとか、ナラ、クヌギの植林であったりとかそういう場面があるのですが、これは同じ一つの山でも狭くて、それで一つの山が成り立っているような、1筆1筆はすごく小さい山があるがです。そこは今後なかなか手入れは難しいのではないかと私は思っておりますが、そういうところの対応もできるのかについてお願いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） やはり森林整備といいますと、広く一体的に行うことが必要です。山の木材価格だけで経営が成り立つという時代ではありませんので、国・県の補助事業を活用して整備を行うことが前提になろうかと思えます。そういった場合には各所有者が個々それぞれを取りまとめて、地域で参加して森林整備を行うといった方向に持っていくと。そうするためには経営管理制度の所有者の意向調査も、行政が進めていく上では必要だと思いますし、またこれをその地域の林業事業体に下ろして進めていくことが理想の形ではないかと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 素材生産量のことですが、今後例えば木材が売れるから増産するという考え方になった場合、あるいは植えて切って使ってという流れの中で、やっぱり切って使ってから植えていくこともしていくわけですが、そういうときに素材生産量を増産することは可能なのかどうか、今の事業体数とかを見比べてどうなのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 今後、素材生産量を増やしていくことが可能かというご質問です。まず、本町の町内での林業従事者、事業体などの人数的なところで言うと、林

業事業体と言われるのが10事業体です。製材業者が13、自伐林家、これは市場へ個人の名前で出されている方が31名と、役場では把握をしています。それぞれが目いっぱい今、山の間伐など施業に取りかかっているとは思っており、そちらで今生産されているものが、先ほど申し上げた3万5,000m<sup>3</sup>の民有林の素材生産量となっております。事業体の対応できる範囲でとなろうかと思しますので、これから増やせるかどうかは町でどうこう申し上げにくいですが、例えば森林整備の補助事業の給付であったりの範囲では十分要望調査なども経て、町としては対応していけるとは考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 国産材の自給率が2002年には全体の19%だったのが、2020年には42%までだんだん上がってきております。ということは、今後、専門家の話、ある予想する文献によれば、少なくとも60%、65%まで自給率が上がるのではないかと予想もされております。本当かどうかは別として、そうなった場合には是非今、国産材に向けて追い風が吹いている状況にある程度、私は感じておるのですが、その裏づけとしては木材利用促進法とか、さまざまな法整備もされて木材を使う流れになっております。そういうことで増産ができれば増産して、それで植え付けていくと。自分勝手に考えてみますと、担い手が不足してくるのではないかと、現場で作業してくれる人の手が足りないのではないかと、という予測もするのですが、そこら辺りは感覚的で構わんですので、ネックとなるところはどういうところなのか、数字的なことも要らんがですが、お答え願えたらと思います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 本町では林業事業体の育成という部分でも、事業体が雇用する職員に対して、研修費用であったり、支給する防護服等々の資材への支援も行っており、令和3年度では四つの川上の事業体と、もう一つ製材会社だったと思いますけれども、雇用されたことに対する支援も行っております。一定、事業体もそういう雇用については一生懸命努めていただいておりますし、そうしたところはしっかり町もこの事業を活用して支援していきたいと思っておりますが、なかなかやっぱり人が来ないといったところは、林業に限らずあるとは伺っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） タベのテレビを見よったら、漁業の現場にサラリーマン漁師という言い方をした番組をやっていて、若い女性の方も、「私は日焼けは全然気になりません」みたいな言い方をして、すごい張り切って「サラリーマン漁師です」と名乗ってやりよったがです。今後、働き方という意味で、ちゃんと有休が取れるとか休みが取れるとかいうことを整備して、こういうことも今後研究してみたらどうかなと思いますし、またできれば佐川町がやっているように、地域おこし協力隊の中で技術を身につけたい、自伐林業に携わりたいという人の受入れをして、技術の習得と併せて作業してもらうことも進めたらどうかなと思うのですが、そういう考え方について教えていただきたい。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 事業体でそういった雇用の確保が一番大事な課題であるとも思っております。現在、事業体でそれぞれ雇用については努力いただいているとの認識でして、今の時点で地域おこし協力隊とかの募集までは考えてはおりませんが、他市町では積極的に林業分野に地域おこし協力隊の制度を取り入れるところも、いずれも把握もしておりますし、そうしたところを今後、事業体との会議なども通じて検討もしていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 最初に聞いておくべきだったことが抜かっておりました。四万十町の林業を考える上で、間伐施業を中心にやっていくのか、主伐も取り入れていくのかについて、後先になりましたけれどもちょっとだけ答弁していただいて、その間伐している森林と施業の進捗状況と、間伐が必要な場所はどのぐらいあるのか、あるいはそれがどのぐらい進んでいるのかについて答弁願えたらと思います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まず、町の施業の方針です。これまで四万十町では四万十式作業道を取り入れて、間伐を主体にやっていくということで、間伐を繰り返す上で持続的な森林の管理を進めてきたところです。ただ、町有林の中でも一部皆伐の考え方も必要ではないかと、外部の検査機関からも指摘をいただいています。というのは、どうしても50年、60年の齢級の材が増えて頭でっかちになっているということで、やはり更新しながらという考え方も今後必要であると認識もしております。そうした方法については、これからそういう事業体とも協議をしながら検討していきたいとは考えております。

それから、間伐を必要とする山の進捗状況ですが、四万十町全体では人工林について、どこが間伐の必要性があるのかどうかを把握するのは実際なかなか難しいところでした、まずは林業事業体が策定した森林経営計画に間伐予定面積が定められておりますので、そちらの数字を申し上げます。

この計画で見ますと、現在、間伐をする予定の面積は5年間で3,745haとなっております。本町の間伐の助成金などを活用することで把握しておる施業面積、令和3年度の実績では826haで、5年間で3,700haを行うには1年間で20%ずつ済ませていくといったことで、計画に基づく施業は粛々と進んでいます。ただし、先ほども申し上げましたけれども、これは事業体が補助事業を活用して経営計画を進めるといった上での数字ですので、谷あいや尾根付近など、幹線道路から離れた急峻な地形の山は作業道なども入れられないことも考えられますし、そうしたところはもともと林業事業体の定める経営計画に入っていないとも考えられますので、そうしたところを含めると、なかなかこの間伐の進捗は大変厳しい現実があるとは認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 皆伐施業と再生林についてに移ってきたいと思います。先ほど間伐を中心に進めるんだと言いながらも、町内では皆伐している場所もあるということです、現在の皆伐施業しているところはどの程度あるのか、またその再生林は進んでいるのかという点について教えていただきたい。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 皆伐面積と再生林についてのご質問です。令和2年度の実績ですけれども、皆伐面積は23.6ha、このうち再生林が10.91haとなっております。それ以外は天然更新という形です。

続いて、令和3年度で申し上げますが、皆伐面積が28ha、このうち再生林はゼロとなっております。皆伐後、直ちに再生林をするかは、例えば2年以内に再生林するとか5年以内にするとか所有者の考え方もあると思いますが、令和3年度分に対する再生林は今の時点ではゼロとなっております。

一方、高知県全体も申し上げますと、再生林率は2割から4割の範囲で推移しているようで、高知県の2025年度の目標では再生林率を70%に上げたいと掲げておりますが、現時点ではまだまだほど遠い状況となっております。再生林を行う際に、植付けに係る実費な

どは国や県の補助金で大半カバーするといったところには、現在制度ができておりますけれども、どうしても事業体に支払う手数料とか、後の手入に係る費用は山主の負担にもなってきますので、そうしたところも再造林には二の足を踏む方もいらっしゃるのではないかとはいえます。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 県も、先の2023年予算案の中で再造林についての補助金を増やしたり、先ほど言った事務的経費を補うとか、ほかの部分については今までの従来の補助事業で賄えるけれども、あとの手入れ、いわゆる下刈りとかにはお金が出ないので赤字になるよという話が一般的に広がって、皆伐をするに至らん民有林の持ち主がおると思います。そういいながらも、だんだん齢級が上がって11齢級を中心にその上に上がっていくと、今言われている2050年のカーボンニュートラルに向けて、炭酸ガスCO<sub>2</sub>の吸収量が落ちてくるからという意味合いで皆伐、再造林にはそぐわなくなってくるわけですが、ここら辺りにちょっと手だてして山の資産に少しでも残るような方法を、もう一度いろんな方面から、国の制度なり県の補助率なりそういうところができないものか、もう一回答弁していただきたいのですが。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 再造林についての支援ですけれども、先ほど申し上げたように国・県の事業でほぼ100%をカバーし、そして町でも標準経費に対して、国・県の補助残の部分を100%にまで持っていくような支援は準備しています。どうしても、そのほかの手数料的な部分で山主の負担が生じるところです。これにはもともとの考え方として、負担があるから再造林をしないのか、本来は材価の問題もあって、材価さえもうちょっと安定的に上がれば再造林の費用も出てくるといった考え方もあります。全てに支援を行うとなると、どうしても個人の資産形成に対して全て税金で対応していくことになり、なかなか他産業との均衡も出てくるかとも思いますので、そこはちょっと慎重な考えも必要じゃないかと思っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） だんだんと国の法整備というか、皆伐、再造林ということで進んでおり、木材の利用促進法とかもそうですし、林業白書の中でも再造林の必要性とかに触

れています。このまま切るだけだったら、先ほど言ったすごい量の、蓄積量といえども50年後には再生産できない状況になる、枯渇してくる状況になるという統計もできております。今後とも多分そういうことの補助的なこと、支援的なことは増えていくでしょうし、法整備も進んだ中には、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、森林の有する国土保全、水源涵養とかさまざまな意味合いがありますので、そこら辺りはまたしっかりと調べて林業家に伝えていける体制を整えてもらいたいと思います。

皆伐施業について、もう一点、町有林に限ればどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 町有林については、現在のところ皆伐施業はできておりません。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 町有林も林齢がかなり高くなってきて、皆伐できる林齢には達しておるけどやっていないということですが、やっぱり町有林は民有林の一つのお手本ですので、そこら辺りも今後検討していかないかなのじゃないかなと考えておりますので、また内部での検討もしながら進めていただけたらなと思っております。先ほども言ったように、一般論では皆伐して再造林すれば赤字になるという状況で、町有林を切ってしまうとはよう言わんがですけれども、何か方法があるかもしれませんので、またそこら辺りもお願いしたいと思っております。

次に製材品の地産地消、地産外商の取組について。最初に地産地消の取組について教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 製材品の地産地消という取組ですけれども、令和5年度より農林水産課が所管する町産材利用促進助成事業を取り組んでいきたいと思っております。こちらは住宅に加え、店舗、事務所へも町産材の利用を拡大していく事業ですので、そうしたところでまず町内での利用促進、それから波及効果を狙っていきたいという考えです。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 今後整備していく公共の建物、住宅も含め、文化的施設もそうですけれども、これらについては当然、四万十町産材を優先的に使っていくんだという思い

はあるがでしょうか、その点。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 先ほどは住宅とか店舗とか民間の施設への普及の考え方でしたが、もちろん町産材利用については、公共施設にも、国の方針、県の方針も当然あることですので、町も公共施設への町産材利用木造の推進の考え方は持っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 今までやっていた住宅への補助、町内在住の人の家を町内の建築業者、町産材を使ってやる最高限度額150万円という補助制度は、ほかの地域にはない取組で、町産材をしっかりと利用していく上で素晴らしい取組だと思っております。その一方で、できたらもっと増やせれんかなという思いがありますが、今そのことを答弁せよという意味ではありません。というがは、実際に建てた人と話をしながらそのとき気がついたがですけれども、例えば200万円、300万円にしておいても、そこで10年、20年暮らしてくれれば、固定資産税とかさまざまな生活することによる経済効果とかで、そんなに高いもんじゃないかなという気持ちでおりますし、最近、十和地域の西のはずれのあんな田舎でも、いろんな住宅メーカー、大手のメーカーが入って家が建ってる状況です。なかなか地元の大工に仕事が少ない状況が続いておりますので、そこら辺りも地元の大工の技術の継承やそこで働く人たちの生活を守るため、あるいは資材を製造するところのいろんな面の経済効果も踏まえて、また今後、是非、金額の増額も検討していただけたらなと考えております。

それで、地産外商の取組について、冒頭で言いましたように、現在、四万十町には山に木があって、大型工場ができて、今までネックとなっておった製品の乾燥のばらつきや、強度の表示がなかった、いわゆるJAS製品として扱えなかったものが、あそこで一括してやることによってロット的にもまとまるし、あるいはその性能表示、含水率何%ですよ、グレーディングマシンによる強度検査も済んでいます、保障もできますということで、新たな展開が見えてきております。この出口の向こう、顧客に対してどうアピールしていくかが大切になると私は考えております。まず、名古屋市のある会社が今まで横架材、一般的に梁とか桁とかと言われる部分に外材を使っていたところを、四万十産の杉、ヒノキを使うことを積極的にやっていくという話があって、75m<sup>3</sup>、80m<sup>3</sup>、トレーラーで約3台分は既に先月までに送られて使われている実態もあって、それを今後広めていきたいとい

う意思表示をいただいております。その理念というのが、外材を運ぶに当たっては船でも  
もちろん運ぶわけですが、そのときのCO<sub>2</sub>が排出されることから近場で調達するとか、先だ  
ってあったウッドショックのような、今、世界的な価格変動の激しいときに安定的に供給  
できるところと提携したいという話が来ておるのですが、それを売る場合には是非とも施主  
に四万十町産の何か記念品が贈れないかなと私は思っています。

これまで取組として、岡山県西栗倉村とか、近くでは梶原町とか、ここら辺りは家を建  
てようかね、建てたいねいう人を都会から招いて、山や生産現場を見てもらったりするツ  
アーをしておりますが、これは実らなかった場合には全くお金が吸収できんわけですが  
でも、今、私が投げかけている計画は、四万十町産材を使って家を建ててくれた顧客に、  
品物でいえばヒノキのまな板1枚でもええですし、カタログとか、四万十町のいろんなPR  
事項とかをすることによって、ふるさと納税につながったり、あるいは交流人口につなが  
ったりするのではないかと考えております。せっかくヒノキの家を建ててもらっても、今  
の状況では新築の家でもヒノキの匂いがしません。これは乾燥するときに高温乾燥して、  
すごく含水率を下げるために全く杉もヒノキも匂いがいい状態ですので、ヒノキのまな板  
とか、建具屋が作っておった組子でコースターとか、組子の鍋敷きみたいながでも作っ  
ていただいたら、作る側にも経済効果がありますし、それを送ることによって、ヒノキの匂  
いとか、愛着が生まれてくるんじゃないかという考えを持っております。是非、森林環境  
譲与税を使って、1棟辺り1万円、2万円の範囲でいいでしょうし、100棟も行けば嬉し  
いので、100万円、200万円の話で済むわけですが、それによって起きる経済効果は  
かなり大きいのではないかと。もちろんその名古屋市の会社のセールスにとっても、一つ  
よそとの違い、四万十ヒノキを使っていますという売り込みもできるんじゃないかと考  
えておりますが、町長、この点についてどうでしょう。森林環境譲与税を使った、有効な使  
い方ではないかなと私は考えるわけですが、教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご指摘のとおり、本当にこの町の産業の貴重な基幹部分の  
林業制度について今日ご質問いただきました。先ほど来、四万十ヒノキの販路拡大、地産  
地消、地産外商というご質問がありました。過去に四万十ヒノキブランド協議会会長をし  
たときに、四万十ヒノキの良さ、色目とか香りとかが評価されておりましたし、当然、構  
造材としての検査もして販促にかかったところです。非常に市場の評価は高いです。今回  
ご指摘のとおり、川上から川中まで整備されました。あとは川下の広がりが一番大事など

ころですので、是非、今日のご提案いただいた上で、ただ町が直接やるのか協議会がやるのかこれは別にしても、やはり四万十ヒノキを使っていただくことで市場が広がりますし、市場が広がるということはまた山の手入りに回っていくことになりますので、是非そこはしっかり受け止めて検討したいと思います。また加えて、こういった地産外商には、今まで食料品等については町も地産外商室で担当しておりますけども、やはり地産外商の一つの施策として取り組んでいきたいと思いますので、是非さまざまな情報をいただいて、町のトップセールスが必要な場合は私自身やっていきますし、そういった覚悟を持ってお答えしました。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） トップセールスをやっていただけるということで非常にありがたいわけですが、四万十ヒノキを売るがために町はこれだけ一生懸命になって売っているんだという意気込みとか、今までこれを扱おうとしてくれている会社は、これまでも窪川町時代からの古いお付き合いがある中で、いわば人と人のつながりで商売が成り立っておるという感じになっておりますので、是非四万十町の熱意も伝わればなと思っております。

もう一点、皆さんの手元にCO<sub>2</sub>固定量とある写真、一般質問するがに口で説明するとうせんもんで、写真を送っております。四万十町産材を使った場合に、この家にはCO<sub>2</sub>を何tとか何m<sup>3</sup>とか使っておりますよという証明書、これを実際に既にやっておるところもあるわけですが、これをやったらどうかなと思っております。最初の四万十ヒノキと書いた写真の資料は、十和地域振興局の出納室のすぐ前へ置いております。今、よくマスコミ等と言われる都会のまちに森林をつくるということは、木材を使ってこういうCO<sub>2</sub>を固定していくことを表しているがです。今、2050年のカーボンニュートラルに向けてとかSDGsとかと言われることに全てかかってきますので、是非こういうことができないのかどうか。また、この看板を造るだけでも、そこに地元にお金が落ちる仕組みも生まれてきます。どうでしょう。町長、もう1回答弁願えたらありがたいです。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ご提案の写真を見ました。これは可能だと思います。やはり四万十ブランドを高めるためにも必要な方法だと思いますので、是非検討して、担当課としっかり協議します。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 林業振興の最後、質問ではありません。冊子にある四万十ヒノキ

ブランド化推進協議会、残念なことに3月補正予算で20万円の負担金が補正されております。使われてなかったということです、積極的に使って四万十ヒノキのブランド化に取り組んでいただけたらと思います。町内にあるすごく小さな会社ですけれども、大阪府へも高知市へも四万十ヒノキというブランド化に向けて取り組んでいるところもあるようですので、そこらも含めて積極的に四万十ヒノキのブランド化を進めていただきたいと思いますと考えております。林業振興についての一般質問を終わります。

続いて、地域医療について質問します。既に十和地域出身の議員2人からこの件については質問もあったわけですが、町長には是非、十和地域の3人の議員がこれを質問として取り上げた、それだけ選挙のときに皆さんから安心・安全で暮らせる地域にするためには医者が必要だよという意見を聞いたんだと、それを受けてここへ立っているんだという思いをしっかりと感じ取って、医師の採用とかに尽力願えたらと思います。

もう一つ、今まで診療所の医師とかと意見交換会という形で、以前は十和・大正地域の議員らと一緒に話を聞く機会を設けていた事例もあります。そのときの意見の中で、若い医師は、例えば学術会議などに参加する時間が欲しいとか、ちょっと高齢の医師には夜勤が体力的には無理だよと、今40代だからいいけど50代になったら持つかないという話を聞かされた記憶があります。そういうことで、例えば国保診療所医師を1人募集でなくて、2人、3人体制、これ無理な話かもしれないですが、そういう感じで雇用できたら、医師も人の子です。休みも欲しいでしょうし、体を休めないかん、そういうことも取れますし、そして学術会議とかの今の日進月歩の医療を学ぶ機会を与える、若い医師であればそういうこともしたいと思いますので、私の考え方についてどうでしょう。答弁願えたらと思います。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） ご提言ありがとうございます。十和診療所の医師の複数名体制についてもご提案いただいたところですが、1人でも難しいのに複数人はなかなか難しいかなとは思いますが、大正診療所からも支援が行く体制を取りつつ何とか1人を確保したいと考えております。複数人確保してしまうと、へき地協議会からの派遣が減らされるとか、いろんな絡みがありますので、前向きになかなか考えられないところですが、何とか1人を確保していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 突拍子もない発言で申し訳ありません。でも、医師も人の子です

ので、お金より休みが欲しかったりもあるんじゃないかなと。あるときには意見交換会を夕方設定したのですが。するとある医師が、急患が入って来れませんか。私らはゆっくりしようのに、医師はこうやってまだ患者のために頑張ってくれているんだと感じたことがあったのですが。ですので、休みの確保や、あるいは学術会議へ出席できる、そういう保障をしてあげたらどうかという発想から発言しました。

地域医療については終わりとして、三点目の空き家対策について、空き家の現状と対策について問うと通告しております。まず空き家の現状を教えてください。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 近年、空き家の数は増加しており、更に増加が見込まれております。空き家の現況、平成30年の調査にはなりますが、国土交通省の公表によりますと、全国の空き家率は13.6%、高知県は19.1%という数値です。その中で四万十町においては、今年度実施した空き家実態調査を現在取りまとめ中ですが、その速報値を申し上げます。調査件数は1万3,999件に対して、空き家件数は1,322件となっており、空き家率は9.4%です。その中身ですが、5段階に分けて老朽度も調査しております。大まかですが、再利用が可能な空き家が1,119件、老朽除却補助金の対象となる損傷の進んでいる空き家が116件、その中間に位置した修繕が必要で再利用が多少難しい空き家が87件という調査結果となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 空き家の活用については、促進区域を設けたという法の改正もされて取り組んでおるのですが、家というのは空き家になったばかりのときが一番の価値があって、だんだん資産価値が時間経過とともに下がってくる。それで、ある時期からは住めなくなるということは、ただ壊すだけの負の遺産になってしまうのですが、これまで一般質問の中でも移住・定住と合わせたときに何が足りないんだと、なぜこれ以上増やせないんだというときに、一番のネックは住宅問題であるという答弁もいただいております。だったら、再利用が可能な空き家が1,119件あるということであれば、ちょっと手を加えて住めるようにできないのかなと考えてはいるんですが、この対策について考えがあれば教えてください。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） その対策についてですが、再利用が可能な空き家については、

老朽化が本格的に進行する前に、空き家を活用していくための修繕やリフォームなどをする所有者に対して、補助する空き家活用事業補助金によって支援しております。また、中間管理住宅事業によって、町が所有者に代わって空き家を改修して貸家にするという事業にも取り組んでおります。また、空き家バンクによって空き家情報を一般の方にも広くお知らせをしている、現状このような取組を行っています。また、除却が必要な空き家については、老朽住宅空き家除却補助金も実施しており、働きかけを行っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） よく分かりました。今議会の冒頭で町長から四万十町は住みたい田舎ベストランキング、若者世代が住みたい田舎部門で1 位になったんだと報告もいただきました。全国的に高い評価を受けておることは分かりました。以前、一般質問の中で、どうせなら1 位を目指せよと質問したことがあったんですが、そのとおり実現がされました。1 位になったら、今度はこれから落ちないように頑張るためには、是非これまでのネックになった住む場所の対策に力を入れて、しっかりと活用していただけたらと思います。

以上申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） これで2 番橋本章央君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。

午前10時25分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番佐竹将典君の一般質問を許可します。

13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 議長から許可を得たので、これから一般質問に移ります。

皆さん、おはようございます。仁井田・影野地区エリアから来た新人の佐竹将典です。一般質問に入る前に一言言いたいと思います。私自身、今回初めて町議会選挙に出馬し、若い人から高齢者の方までいろいろな年代の方々に会ってお話をしました。年代も違えば性別も違い、個々で抱えている問題はそれぞれです。でも、この中で私が特に印象に残っているのは、たくさんの方々が、「君は文化的施設どう思うちゅうがや」と、「絶対に反対してほしい」と言っておりました。「あんなもん建てるがやったら、もっと身近に町民が抱えている問題を解決してほしい」と大勢の方が言っておりました。文化的施設事業反

対の意見ばかりここでも出しては駄目なので、私が出会った方で賛成意見を述べられていた方のことも一つ言いたいと思います。その方は、文化的施設に大賛成の方で、「是非この施設を日本で一番の施設にせないかん。国宝が飾れるような施設にせないかん」という方が若干1名程度おりましたけど、それ以外の方はほぼ反対で、私も反対の立場で今日は一般質問したいと思います。

あと、初めての一般質問ということで、緊張しております。これから行う一般質問ですが、できるだけしどろもどろしないように、できるだけ空気を読まないように、そしてできるだけ失礼な言葉を吐かないようにやりたいと思います。

それでは、まず質問一つ目です。私自身も昨日、おととい、一般質問を聞いており、執行部の返答に大体の見当はついておりますが、もう一度聞いてみたいと思います。

文化的施設事業中止の請願書3,596筆、同趣旨の陳情書700筆をどう受け止めているのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 3,795人の皆さん方の思いは、私はひしひしと感じています。事業費の問題、さらには将来の維持コストの問題は重々に承知しておりますけども、昨日来申し上げたように、やはり計画的に進めておりますので、この11月29日の中止請願の段階ではなかなかそういったことに至らなかったことは昨日の説明のとおりです。今後においてはしっかり評価される施設に造り上げて、町民の皆さん方に良かったねと思われるような取組をしたいと思います。今は率直なところそういう思いですので、そういった理解をいただければと思います。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 町長のお話を聞いていると、一旦停止というか、ブレーキを踏まれる雰囲気もなく着々と粛々と進めてきたという、昨日おととい答弁されてたようなことをもう一回言われたんですけど。この請願書ですけど、およそ3週間、1か月ぐらいで集まったと、この請願書を集めたグループと関係者の方から私は聞いたんですが、この請願書、陳情書が、あと2か月、3か月間四万十町の中を回っていたら一体どれぐらいの署名数が増えていたと思いますか。ここからマイナスになることはないんです、署名数は。みんなここに書いているんで、ここから増えることはあるとは思いますが、この辺はどのように考えていらっしゃるのか、ご答弁をお聞きしたいんですけど。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 佐竹議員が言うように、今後のことはなかなか想定できないんですけど、そういったことがあったかもしれません。11月29日に受け取った段階で、私としては12月定例会、現職議員がおるうちにということで決定して、議案の準備をしておったところ、11月29日に来て、議会開会までに議案の変更はなかなか厳しかったということです。ただそういうことでなくて、それ以前にやはり私がしっかり造り上げる、造っていつて、それをしっかり活用する責任がありましたので、12月定例会に上程したということでご理解いただきたいと思います。3,795人の皆さん方の思いは分かります。本当に町政を心配されて、財源を心配されてなされていたことだと思いますけども、私もそれなりにさまざまな施策を打ってきましたけども、これについては私は、本当にこのまちに将来に向かって必要な施設と捉えておりましたので、議員の皆さん方も施設そのものには反対してないと。規模において検討してもらいたいということがありましたので、そういった視点から進めましたが、あと佐竹議員においては、私が前回12月の行政報告で申し上げた六つのいろんな状況がありました。これは、また後から調べていただいたらいいと思いますけども、行政の動きとして今回は立ち止まることが難しいということで、逆に私のやるのはこれを仕上げる責任があると判断しましたので、そういったご理解でいただければと思います。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） どうしても立ち止まってはくれない方向の答弁だったと思います。私の周りにでも、この文化的施設計画には本当に一旦停止を求める人とか、住民投票で決めるべきという方もいらっしゃる、町長をリコールせないかんと言われる方も最近ちらほら出てきております。やっぱりこの大きな理由の一つとしては、文化的施設整備事業の総事業費が15億9,431万円から23億1,780万円に跳ね上がったことだと私は感じております。あと、私の認識によると、町民からこのような発言が出ているのは、町長、この請願書、陳情書が提出されたときに何もアクションを起こさなかったからだと思っております。この請願書を出した町民からすれば、町長に民意を無視されたと思っているのではないのでしょうか。あと、執行部の言い分では、肅々と平成28年度ぐらいからだったと思いますけど、この文化的施設事業計画を進めてきたとの答弁も、この定例会の中で私より先に一般質問を行った議員に執行部から答弁されておりました。この説明会の回数のことですが、私も昨日気になっていたので少し調べてみました。平成28年度から令和2年度まで、西暦で言うと2016年から2022年度まで、この間で説明会の回数はワークショップで4回、講演会で

1回、勉強会が3回、区長会説明会9会場、住民説明会7回、ケーブルテレビの行政放送5回、議会説明1回、計30回ですね。その後の説明会ですが、昨日確認したらまだ資料がないということで、私自身もしっかりとは把握できていない状態です。どっちにしても、私自身、この説明会の回数自体も十分ではなかったと考えております。というのも、岩手県紫波町にオガールという施設があるんですが、私が見つけた記事によりますと、オガールの担当者たちは、この施設が建設される前に、大きいものから小さいもの、説明会全部合わせて合計で100回以上の説明会を町民たちに理解を得ながら、情報公開を行ってきた経緯があります。だからこそ、これだけ斬新なプロジェクトが大きな反対運動を受けることなく実行されてきたのだと、オガール関係者を取材した方が述べられておりました。

もう一回言いますが、四万十町ももっと説明会を頻繁にするべきではなかったのか、町長は四万十町に例えば文化的施設の説明回数自体が本当にこれで足りていたとお思いでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 他の市町村の事例から申し上げますと、確かに回数は少ないです。ただ、今の行政の動き方として、説明会をやった後、またさまざまな情報提供した後は、それぞれ意見公募をもらいます。そういった中での判断もして、今後粛々と進めてきたということです。ただ今回のこの最終的な増額の関係で、今、皆さん方に見直しを求める請願書をいただきました。本当に事業費の増額は大変大きなことです。それはそう理解しておりますので、そういった意味では大変早くから説明会をやっているいろんな意見があったことはありませんでしたけども、特に今回の石油ウッドショックの関係で事業費が7億数千万円増えたことは、町民の皆さん方に大きな関心になったと理解しておりますので、そこは私の立場で申し上げますと、どうしてもそういったことも一定想定しておりましたので、有利な財源が使える時期にしっかり仕上げるのが私の責任だということで進めてきました。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私からも、実績をお伝えします。昨日、議員からのご質問があって資料をお示ししました。その際にまとめた資料が令和3年9月定例会の補正予算の際に提出をした資料、その中に令和3年8月末時点でどれぐらいの取組をしてきたかということで、計算した資料を改めてお示しをしたわけです。その後取りまとめたものはありませんでしたけれども、改めて私も振り返ってみました。数字だけになりますけども、ご報告

も兼ねて説明します。

まず、設置に当たってさまざまな構想とか計画を策定するに当たっての検討委員会が17回開催しております。説明会については先ほどのお話もありましたけれども、令和2年に7回、昨年秋に3会場でやった説明会があります。これは、意見交換も兼ねての会でしたけれども、旧町村単位で実施をしております。意見交換ですけれども、区長会であったり、あるいは町内の各種団体、あるいは関係する団体といった、もろもろの意見交換をこれまで76件進めてきております。あるいは講演会、研修会が14回であったりだとか、イベント、ワークショップも、令和3年にも意見公募をやるに当たってワークショップをするとかも含めて実施してきましたが、こういったイベントであったりワークショップは19回、あと議会関係になりますが、これまでの行政報告が14回、あるいは一般質問も延べ39名であったりだとか、議案審議も例えば決算認定とか細かいところ含めて24件であったり、常任委員会にも必ず出席もしております。そういったもろもろで、これは100回余り議会とも接触をしているかと認識しております。また、附属機関、教育委員会であったり図書館協議会、あるいは美術館運営審議会といった関係する団体とも定例的にやっておりますが、これが47回であったり、ケーブルテレビも特別番組をつくって行政放送も何回も繰り返しており、これが12回行われております。こういったもろもろ数字的に合わせますと300回を超えるかなと思っておりますが、直接的に町民の皆さんとやったわけではありませんで、あくまでも参考の数字とはなりますけども、お伝えをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ということで合計300回以上の説明会を、直接町民にはないという形だったと思いますけど行われたということで、またそこでちょっと私がおかしいなと思ったのは、これだけたくさん説明会をされた、一応そういう経緯はあったにもかかわらず、これだけの反対人数がおるということは、その説明会で一体何を伝えとったんでしょいかねというのが私の率直な思いもあるんですけど、そういうのも聞いてもいきたいんですけど、時間もないので次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですけど、これは昨日おとといの議員も聞かれていたと思うので、大体答えは分かっているんですけど、改めて一般質問に出しているんで聞いてみます。

文化的施設の予算見直しや、文化的施設事業の再検討の道はもともとなかったのかという、これさっきのところと重複すると思うんですけど、町長、もう一回お願いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） これは前段に行政報告の中でおつなぎしたことです、なお繰り返して、せっかくの機会ですので、そういった変更ができなかったことを説明します。

まず一点目として、本事業は基本構想や基本計画、さらには施設の整備に必要な予算に基づいてこれまで6年間にわたって進められてきた事業であること。そして二点目として、旧役場本庁舎跡地を建設予定地とした基本設計が令和2年度末に完了し、これを踏まえ昨年9月定例会において施設規模や構造等も含め、開館までに必要な予算をお認めいただいていること。三点目として、今回の増額理由が施設規模や構造等の変更に伴うものではなく、全国的な資材単価の高騰等に伴う影響であること。四点目として、施設規模については基本構想や基本計画の検討結果を反映した必要最低限のものとして設計されていること、さらに施設の現状を踏まえ、本町の人口規模から見た蔵書数や収蔵品の適切な管理といった観点からも計画している施設規模が必要であり、早急な整備が求められていること。五点目として、有利な財源として見込んでいる合併特例事業債の借入期限が令和7年度末に迫っていること。六点目として、財政シミュレーション等も行い、今後も引き続き健全財政を維持できる見込みであること。最後に若い世代や子育て世代からも施設整備を求める声や、期待をする声も多くいただいております。そういったことを総合的に判断して、このような状況に至ったところです。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ここの予想どおりの回答で、次の質問に移ります。

なぜ当初予算とは別途会計でこの文化的施設の予算を計上しなかったのかも聞いていきたいと思います。というのも、これだけ反対意見の多いものをこの当初予算に混ぜ込んでくる辺りも、何かちょっとなかなか手の込んだやり方やなという、新人として思ってしまったんで、その辺をまた詳しく説明していただけたら。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 議員、今、ご質問の際に別途会計というご発言がありましたが、別途会計ではなくて一般会計というくくりの中で、予算をどう計上していくかという視点でご説明します。

地方公共団体の予算編成に当たっては幾つかのルールがありますけれども、その中でも、特に今回のこの予算の上げ方ということに関して、大きなポイントが二つあるかと思います。議員一定ご承知のこととは思いますが、ケーブルテレビをご覧の皆さんも含

めてある程度、分かっていたかどうかということで改めてご説明をしますが、まず一点目として、総計予算主義の原則があります。こちら、1会計年度における一切の収入支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされているものです。これによって、年間の予算の全体像を明確にするという大きな目的があります。加えて、もう一点目として、単一予算主義の原則があります。地方公共団体の予算は、あらゆる歳入歳出、これを包含してかつ予算の編成は1会計年度につき1回を適当とすることが大原則にはなります。こういったことをやることで、まちの政策を一貫して把握するためのものです。ただ、ご承知のとおり、実際には予算の将来の見込みということにもなっていますので、予算の調製後にさまざまな要因で予算を変えなければならない事態は生じてまいります。このときにやるのが補正予算と呼ばれるものでして、四万十町の場合、大体6月、9月、12月と、最終3月といった形で補正予算も組みながら年間の予算を運営している現状です。

ここまで基本的なルールとなってきますけれども、今回ご審議いただくこの予算は新年度予算を審議する当初予算となってきます。先ほど述べたような理由から、既に計上を予定している事業費を意図的に取り出して、文化的施設だけの予算を、先ほどのお話でいくと、一旦当初予算を可決した後に補正予算として上げるしかないことになってきますけれども、こういった形で、あえて取り出して分別して計上することは適当ではないと考えております。加えて、そもそもこの文化的施設の予算については、昨年12月定例会の補正予算において継続費が認められております。その上で義務的経費となっております。ですので、こういったことから令和5年度の年割額に基づいてその額を今、計上しておりますので、当初予算に計上するそれそのものが、継続費に計上したものの年割額というのは、基本的に当初予算に計上しておかなければならないルールもあります。そういったさまざまなルールであったり原則に基づいて計上しておりますので、別枠での予算計上は適当ではないと思いますし、それをやることによって議会も予算審議かなり混乱するんじゃないかなとは考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） そしたら、ここもある程度予想どおりの回答だったので、次の質問に行ってみたいと思います。

まずここで町長に対して、図書館に対しての認識をお聞きしていきたいなと思います。なぜ町長は町立図書館を公費で建てて公費で運営しているのでしょうか。何かちょっと質

問の意味が分からないかもしれないので、ちょっと言わせてもらいますね。これは私事ですけど、10日ほど前に四万十町立図書館と美術館に行ってきました。私は美術館に行きまして200円お金を払って、展示されている書道の作品を見て、一つだけすごくぼんやりとした作品があり、そのカウンターの中に座っていた職員に、「この作品何ですか」と尋ねたところ、職員は、「私、習字詳しくないのではっきり分かりません。多分こんな感じで読むんじゃないでしょうかね」と、何とも不明確な返事が返ってきて、結局、私は何を見たかも分からん状態でその美術館を出たんです。何かそういうのが今の町立美術館、私の知り合いにももう1人別の方からのお話もあったんですけど、そのもう1人の方が、図書館職員に、恐らくカウンターの人だと思いますけど、「この本てどんな本ですか」と聞いたら、「役場の人が持ってきたので分かりません」という回答が来ました。今、四万十町にある町立図書館は、本当に町立図書館として機能しているんでしょうか。あと、図書文化をそれだけ、町長がコミュニティ重視のそういう図書館が入ったようなものをこれだけ押しているということは、町長も相当な図書家というか、図書文化を大切にされている方だと私は思っておりますので、実際どういう認識がその図書館にあるのかお聞きします。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 最初に、職員の対応について至らないことがあったことについてはおわびを申し上げたいと思います。現場にも内容を確認して、改善に向けて指導していきたいと思っております。

続いて、町立図書館をなぜ公費で建設し運営しているかのご質問ですが、まず町立図書館とは子どもから高齢者まで町民の方々の自己教育に資するとともに、情報知識を得ることによって成長し、文化的なうるおいのある生活を営むための機関であるという基本的な性格に照らしたときに、自治体が設置し公費によって運営することは地方公共団体の責務であると考えております。そういったことから、四万十町立図書館については昭和40年に窪川町立図書館として開館し、2度にわたる移転のあと、平成12年に現在の施設である旧高知地方法務局窪川出張所に移転し、町立美術館と共に複合施設として開館しました。平成18年3月の市町村合併によって四万十町が誕生し、平成26年には四万十町立図書館大正分館が開館しております。町立図書館は、本来、町民の皆様の生涯学習を支え地域の文化の循環を生み出す大切な施設であり、誰でも利用できる施設であるべきですが、残念ながらユニバーサルデザインに対応できてないなど、利用上の制約や十分な蔵書冊数を維持するスペースがないなど、現在も十分な図書館施策が行えてない状況が続いております。

そういったことから、町民の皆様の誰でもが活用できる文化的施設の整備を進めています。  
以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 先ほど佐竹議員がおっしゃった現場職員の不手際といいますか、対応が非常にまずくて申し訳ありません。今後しっかりまた現場を指導したいと思います。私からは全体的なことを申し上げますと、今、旧高知地方法務局跡の建物ということですが、非常に美術品等の收藏環境が悪いです。置くごとに劣化している現状があります。そういったこと、それから先ほど担当課長が申し上げたように、やはり書架の関係が極めて狭いので、車椅子等がなかなか入りにくいという、本当に生活弱者が来る場合にそこが非常に困難な状況もあると。もっとユニバーサルデザインを重視した建物に改築していくべきということもありましたけども、現状では難しいということで、今回新たに文化的施設、展示機能、美術機能、コミュニティ機能といったところを付加して新たな施設として生まれ変わるということで、どうしても課題解決を含めてまた新たな施設としてよみがえる、再び出発する施設と、これは拠点機能の質問もありましたけども、まちづくりの拠点にしたいという思いがありますので、そういったことでどうしても整備をしたいと考えております。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） あと、ちょっとこれ個人的な質問ですけど、町長は、町立図書館とか美術館には個人的に行かれたりとかはして、いろいろ何か見て気づいたりとかしたことは結構ありますか。それとも、基本的にあまり図書館も行かないけど図書館コミュニティの文化的施設を建てたいというか、どっちのタイプの人でしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 残念ながら、今、なかなか行くことがありません。ただ、課題があるときには行って、展示会とかはありますが、通常日常的な利用はしていませんが、専門書が場合によっては多いので、なかなか時間がないのが正直なところです。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ということで、個人的には図書館を利用していないことが分かりました。

じゃあ、次の質問に行きたいと思います。若い世代の方は図書館をそこまで必要視していないのではないかということです。これは、私の周りの方々、20代から30代前半の方が

らよく聞くことです。「日常生活でほとんど本を読まない」、「本を手にとって読むよりは動画で音声付きのほうが見やすいので、よくYouTubeばかり見ている」、「そもそも休みの日にわざわざ図書館には行かない」、「最初は珍しいので文化的施設に行くかもしれないが、毎週毎週行くことはまずない」。あと文部科学省が出したデータを持ってきており、こちらを全部読むとすごく長いので、一番重要なところじゃないかなと思うところをピックアップしたんで、そちらを読んでいきたいと思います。「今や図書館は高齢者を中心とした利用に偏っている。毎日開館と同時に新聞や週刊誌を読みに来る高齢者、図書館の椅子に座って時間を潰す高齢者が予想以上に多い」とこちらのデータで書いていました。このような意見、データを踏まえても、実は若者には本を読む習慣はそこまでなく、実際にこの施設を中長期間継続的に使ってもらうのは難しいのではないかと私は考えております。それとも、町長はこの文化的施設を建てるのがきっかけになり、若者が本を読む習慣に変わるとお思いでしょうか。町長のご意見をお聞かせください。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 若い世代がそこまで必要視してないのではないかとというご質問だと思います。確かに最近では、インターネットの利用やら生活習慣の変化によって、若い世代の方たちの情報の入手方法や、時間の使い方なども変わってきていると思われれます。しかし、新しい文化的施設では、従来の図書館のように単に本を借りる場所としてではなく、例えば1人でとか友達ととか、あと地域の方々との交流が生まれる場所として、利用する居場所として活用できることや、読書を通して自分では体験できないいろいろな人の経験や、異なる文化や考え方に触れることができるなど、自ら希望するときに学ぶことができる学びの環境を未来への投資として目指すものです。そのような環境については、若い世代の方たちにとっても必要であると考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私からは、生涯学習課長に加えて、文化的施設でこれまで取り組んできたことも含めてちょっとお伝えします。文化的施設では、先ほど町長も答弁したように、意見公募手続をこれまで4回実施しております。それに加えて、令和3年にはアンケートですとか、あるいはイベントを開催したりといったものにいろいろなご意見もいただいておりますので、ちょっとご紹介します。

まず、意見公募では、「おもちゃで遊べたり、多少騒いでも大丈夫なキッズスペースの

充実した図書館に期待をしている」といった声ですとか、学校の保護者とか児童・生徒に対するアンケートであったり図書館来館者のアンケートですけれども、「町内に雨の日の休日に遊び場がない」といった意見に対しての文化的施設に期待する声であったり、「学生たちの集いの場となるような場所になってほしい」といった声であったり、「集まって勉強したり話をするような場所がないので、そういったところをつくってほしい」という声であったり、あるいは育児中の方が「子どもを連れて利用できる行きやすいコミュニティの場も必要である」、あるいは「開館が遅れることで子どもたちの学ぶ機会が減ることも懸念する」といった声であったり、イベントに参加された方は「出来上がる頃にはうちの子どもは大きくなってしまっているので残念だ」といった声も聞かれたことは、ご紹介をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 現場からおつなぎしました。私からは、やはりこの文化的施設に期待する私の思いとしては、今の2万人弱の利用者、確かに若い方、私の子どもたちも含めてそういったことにあると思います。ただ、これからやっぱり未知な部分もありますので、今1万数千人の利用者を4万人くらいに持っていくという現場との協議の中、さらにはさまざまにコミュニティ機能であるとか、今回のこの施設に今までにない付加した施策が展開できるようなスペースを取っております。やはり今は確かに少ないですけども、今後はなるべく関わり合いがあるような、そういった何かしらの関わりの中で、図書にも関心を持っていただけるような取組もしたいと考えておりますので、確かに現状の段階では若い方の関心が少ないかもしれませんが、やはりこのまちで育つ子どもたちも含めて、そういった文化的な環境の中で育てていきたいという思いがいっぱいですので、そういったご理解をいただければと思います。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 今の町長の答弁ですけど、何かしらの関わりというすごいぼんやりした感じの発言をしていたと思うんですけど、この何かしらの関わりで読書をする習慣が若者に、今まで本を手にとって読まなかった方につくという認識でよろしいですか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 図書館に足を踏み入れたことがない人たちが、例えば親子で行ってみようとか、コミュニティの場でさまざまな企画で参加してみた中で、ちょっと本を手

に取ってと、案外、図書のきっかけというのはそういうところにあるんじゃないかと私自身も思っていますので、やはり本に出合う機会、本ばかりが中心じゃないですけども。例えば美術館展示機能を含めたさまざまなイベント、催しの中で、ちょっと寄ってみようかなという可能性はないことはないと思っていますので、そういったことで触れる機会を創造していきたいという今の私の思いです。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 文化的施設に訪れることによって、そういう今まで本を手にとって読まなかった方々が本を手にとって読んでくれる機会、そういう習慣がつくという答弁と思います。ここでちょっと私的に1回、この習慣という言葉に対して定義をしたいと思っています。習慣とは、長い間繰り返し行われていて、そうすることが決まりのようになっている事柄、また繰り返し行うこと。私の場合は、大学に行ったりとかしてたときもありまして、読書とか図書館は非常によく利用していたんですけど、本当に読書というのは習慣です。その習慣をつけたければ、小学校とか中学生、高校生も含めてですけど、教育現場からもっと、学校のカリキュラムとかに目を当てて、もっと読書重視の政策をしていくとかそうしていかないと、いきなり20歳とか30歳ぐらいの大人が、建物をこしらえたきといって、今まで手に取って本を読んだことがないみたいな人が、そんないきなり図書館に行って本を読む習慣には、私は変わらないと思うんです。まずそこにそういう習慣がないんです、そういう人たちは。だから、建物を新しくして読書スペースを広くしてもっと本を置けば、もっとたくさんの人が本に触れてもらう機会が増えると、この認識自体が読書を習慣づけるという視点から見ると私はすごいかけ離れていると思うんですけど、この辺はどうでしょうか。何かもっと教育とかそういう方向で読書習慣を根付けていくよりは、何かすごいその箱物を造って、何かその新しいものにみんなが惹かれていって、そこで本を取るみたいな、町長は認識ということですよ。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） そういうことじゃないです。やはり当然、今まで読書を日常的にやっている方もおると思いますし、今、確かに若い20代、30代の方でそういった状況じゃないようなご指摘もありましたが、やはり子どもが生まれたり友達ができたり、確かに施設ができたこともきっかけにはなると思います。ただ、それが全てではありません。やはり一つの広がり要素として申し上げたところですので、是非、この佐竹議員の今回の質問はこれまでにない質問です、この議会の中で。というのは、皆さん一定、図書館だけじゃ

ないですけども、図書館の必要性の認識の中で、今回はその整理という意味で非常にいい質問をいただいていると思います。こういった述べる機会もいただきました。そういった意味では、確かに今は少ないですけども、今後それぞれの皆さん方が、また家庭で、我々も、また生涯学習課も、さまざまな切り口で利用者が広がっていく手だては取っていきたいと思います。そういった意味で、可能性の部分を今説明しましたので、利用される方は年間2万人近くおりますので、当然、広がっていくと思いますけども。是非そういった視点で、またこれからも引き続きアドバイスもいただきながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ということで、時間も過ぎてきたので次の質問に行きます。

この社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症禍、ウクライナ戦争等で人々の生活が不安定の中、なぜこの時期に文化的施設を建てるのかということで、今からお話ししていきたいと思います。この文化的施設計画は平成29年度頃から始まったと私は認識しております。当時は、現在とは社会情勢が全く違いますよね。社会情勢の影響で文化的施設の建設費用、資材高騰の影響で7億円程度上がりました。それでも町長はこの施設を建てたいと、今までこの答弁は何回も聞いてきたので、ここは私も分かっております。本来なら文化的施設の規模縮小や見直しなどがあるべきだと、私は一町民の立場としては考えておりました。町民としては、この社会情勢の中、物価も上がり生活も大変です。それに新型コロナウイルス感染症を心配して、まだ飲食店の中にはアクリル板を付けているところも多々あります。社会の雰囲気自体が明確にダウントレンドの状態だと、現在はそう私も認識しております。新型コロナウイルス感染症は5類に変更にはなりましたが、まだまだたくさんの方が道を歩けばマスクも付けておられます。それに加えて、今後、四万十町の人口もどんどん減っていき、私を含めてたくさんの町民はこの文化的施設の予算、維持管理費用等、維持管理費といっても人件費とかも大分含まれていると思うんですけど、そちらに納得がいった状況ですし、今後この施設が中長期間、たくさんの方々から使ってもらえないのではないかとこの声がたくさん届いております。1度決まった事業でも、柔軟な考え方を持って、そのときの社会情勢などを踏まえた上で予算の再検討や計画の見直しができる行政、町政とあるべきだと私は思っております。ご答弁をお願いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおり、本当に社会情勢、取り分け経済活動につい

ては大変苦慮されている方が多いと思います。そういった中では、新型コロナウイルス感染症の交付金活用しながら一定の支援をしておりますけども、ただそういう意味だけではなくて非常に心が厳しい、本当に心配されている方が多いのは私も認識しております、直接お話もいただきますので。ただ、それはそれとして町としてはしっかり手当ができるものは手当をしていきたいという思いの中で、ただそれがあるからこの事業を停滞させることは今まで考えてはおりませんでした。やはりそれはそれとして、今後の発展するまちづくりの拠点として整備していくことが、私としては責任があるだろうと進めてきましたので、ただ途中で例えば中止なり断念するといろいろな弊害が出てきますけども、それはそれとして結果論ですので申し上げませんが、本当に確かにいろいろ変更もしながら来ました。内部での変更ですね。実施計画ができる段階で最終的な判断をして、施設規模2,000㎡弱、決して華美過大ではないということで計画しておりましたが、先ほど7億数千万円の物価高によってそういったことになった。特にそこに住民の皆さん方が不安になったということはもう事実ですので、それはしっかり受け止めておりますけども、財政的な問題とか、そして長期的な問題においても、本町の財政が悪影響に終わることにはならないという判断を持った上で進めております。そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 現段階でしたら、そのまちの財政にはあまり悪影響はないというご答弁だと思うんですけど、どうでしょうね。これ、10年後、20年後、30年後、これはやっぱり建てるとその施設も老朽化していったって、またそこでは取崩しのお金もかかったりとか、そこで人が実際使っていないのに、施設を運営せいかんけんランニングコストがかかったりとか、そのショートトレンドで見たら別に悪影響はないかもしれないんですけど、これ中長期の長いスパンで見たらどうでしょうかね。100%これがお荷物にならんという、100%使われ続けていくという自信とか確証みたいなやつを是非聞きたいんですけど。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私も20年後、30年後ここにおるとは決して考えていません。ただ、やはり時代のこういった流れは、そのときそのときの首長がしっかり判断して町事業を進めるという立場です。ただそういった中で、中期財政計画の中では確かに今のところ心配ないです。ただ、今後において極端に人口が減少するとかになると、住民税も減ってくるし、国の財政状況もあります。確かに100%大丈夫だということはないですけども、やり

繰りの中ではやっていけると思います、四万十町の財源を見れば。そういった意味で、当然予算の中でのシフトはありますけれども、そういった中で先ほどから申し上げておりますように、私としてはこれは大事な施設であるという認識ですので、私がずっとやるのであればそこに責任が出てくることもあるかもしれませんが、やはり今後、次の首長が、耐用年数が、恐らく鉄骨を使いますので、はっきりは分かりませんが省令では恐らく、47、8年だと思いますので、その間はしっかり使っていくと。更新については次の段階での話になると思いますけれども、そういった意味では財政の問題においても一定そういったこともリスクの分散を図りながら、運営上シフトもしながらやっていけば、うちの財政規模でいけば基本的には大丈夫であるという認識の上でご提案しております。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私からも答弁します。図書館が今なくて、文化的施設を新たに新規で造るということであればまた話は違ってきますし、町立図書館があった上でこの図書館そのものが必要ないということであればまた話は違って来るかと思います。ですが、今、町立図書館が設置されて、現にこの図書館・美術館があります。その施設そのものが、老朽化を迎えてかなり厳しい状況になっております。その際に、やはり障害者、あるいはいろんな方が使えるようなユニバーサルデザインにも対応した施設が今必要になってきていますので、現に課題を抱えていることは十分ご理解いただきたいと思いますし、その課題を解決するに当たって、今、施設を建設しようとしていることがまず一つあります。そうすると、じゃあどういった規模が必要になってくるかになりますが、この規模に関してはこれまでもかなり議論もしましたが、一定ユニバーサルデザインとかに対応した施設であるべき、書架と書架の間ですとか、トイレの問題も含めてそういったものに対応していくことも当然必要ですし、今の図書館の基準を考えたときに蔵書数が明らかに少ないと、せめて標準的な蔵書数を目指したときに、そういったスペースが必要になってくるというもので積み上げてきた面積と、それに対応した物価高騰も含めた今の事業費であるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ちょっと時間も押していますので、次の質問に移ります。

今後の文化的施設に来る訪問者数の見込みと、文化的施設が四万十町にもたらす費用効果的なことを聞いていきたいと思います。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 文化的施設の訪問者であったり費用対効果というご質問です。

訪問者の見込みについては、文化的施設そのものがその役割等を期待される効果として、まちなかのにぎわいとか、地域内外の交流が生まれる施設を掲げておりますけども、第一には町民の皆様のための生涯学習施設だと認識しております。そのために、観光等を目的とした町外からの来館者数とかは見込めておりませんけれども、令和3年4月に策定した文化的施設のサービス計画の24ページには記載しておりますが、サービス計画に基づく実行状況の評価を行うということで、評価を毎年繰り返しながら進めていくことにしております。その中に、平常時の来館者の目標、これも以前の一般質問でもご答弁しましたが、来館者を年間4万人と見込んでおります。そういったものをさまざまな評価指標とか目標と定めて、定期的に評価、検証、改善をしていきたいと考えています。

費用対効果についても、文化的施設は先ほどお話したように直接的な経済効果を生むというよりも、文化的施設を核として生まれる人の流れですとか、あるいは周辺施設との連携による人の流れ、そしてさらには商店とか周辺地域の魅力向上による、エリア全体の魅力向上といったもので文化的施設の波及効果、あるいは相乗効果として生み出していきたいと考えておりますが、そのためには周辺の事業者であったりとか、関係する団体と連携しながらしっかり取組は進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 例えばですけど、訪問者の見込人数が4万人でしたか。この数字を大きく下回った場合は、大元政策監はどのような対策を今後されていくのでしょうか。例えば閑古鳥が鳴きゆうみみたいな状態に3年後とかなった場合、何かこれ大炎上案件だと思うんですよ、住民からしたら。「あんな太いもん建てて、閑古鳥鳴きゆうで」みたいな。こういう場合は、どういった感じでまたここを盛り上げてくるのかなという、その対策みたいなやつをお聞きしたいんですけど。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 閑古鳥が鳴いたらという表現もありましたけれども。当然、そのときに建物ができて閑古鳥が鳴くときに誰が責任者でおるかは分かりませんが、当然そうならないようにまずはしていくべきだと思いますし、まずは施設が建ってからのことであると思いますので、建ってからどういった形でこれを盛り上げていくのか、来館者

数をしっかり見込んでいくのか、こういったものには努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） このサービス計画書の中に、イベントであったりとかSNSで情報を発信していくと書いてありましたので、私も四万十町役場のSNSアカウントを令和5年3月7日にチェックしました。Facebookのフォロワーが2,915人、Instagramのフォロワーが7,421人、YouTubeのフォロワーが955人、合計1万811人のフォロワーがおります。私個人的な感想ですけど、この23億円の事業に対して、たった1万811人という数のフォロワーでは、うまいこと文化的施設が発信できないんじゃないかと。かなり限られた枠の中でしか散らばっていかないんじゃないかなと思っていて、ケーブルテレビ云々というのもありますけど、ケーブルテレビも皆さん若い人とか見ているわけでも別にないので、できればもうちょっとSNS発信に力を入れて、もう少し面白いチャンネルなりとか、四万十町のことを発信していった登録者数をがつつり増やしてもらおうという取組も必要じゃないかなと思っております。そのSNSのことでご回答をお願いしたいんですけど、これからどう取り組んでいかれるか。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 今、町の公式のSNSに関してのフォロワー数についてのお話がありました。こちらについては、文化的施設のアカウントというか、サイトではないですし、フォロワー数でもありません。今の町のフォロワーの数字であるとは思いますが、文化的施設に限らず、こういったフォロワー数の拡大についてはしっかり努めたいとは思っておりますし、当然、文化的施設ができた後は公式のSNSであったり、そのほかのホームページも活用しながら発信したいと考えておりますが、先ほど申し上げたように、第一はやはり町民の皆さんのために使っていただく施設ですので、町外に発信するよりもしっかり町内、町民の皆さんに向けて発信をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ということで、残り時間が6分となりましたので、次の最終質問に行きます。

こちらの文化的施設を今後のデジタル教育、GIGAスクール構想にも使っていく、ここは使っていくというよりは、そういう教育が必要な学生とかが来たときに対応できるのかと

ということですが、令和4年度の文化的施設サービス計画の修正案、このサービス計画どおりに行けば、幅広い年齢層の方が訪問者としてこの文化的施設を利用してくれると思います。この文化的施設サービス計画にも書いていましたけど、施設内に訪問者に向けたタブレットやパソコンを配置する生涯学習の拠点として、町民の主体的な学びを支援し共存社会の実現を目指していきます。子どもから高齢者まで年齢やそれぞれの状況に応じた読書支援や情報支援、情報は恐らく別の意味で捉えたら知識支援だと思うんですけど、情報支援を行うと書いております。ここで、例えば私が心配しておるのは、文化的施設がちゃんと幅広い年齢層、特に子どもが抱えている学習課題にちゃんとサポートできて取り組めるのかです。もしかしたら、あそこの図書館みたいに、コンピューターに素養のない人がまた雇用されて、子どもたちはこの施設に来たらクーラーに当たりながらYouTubeを見ているだけの場所になる可能性もなきにしもあらずというか、私からしたらそう見えるんですけど、どれぐらいこういう生徒たちはバックアップしていける対策とか対応はしているんでしょうか。もうちょっと詳しく言いましょうか。これは文部科学省が出しているんですけど、共通必須科目として開始された高等学校情報科情報1における情報デザインモデル科と、シミュレーション及び情報通信ネットワークとデータの活用、学習等ではコンピューター教室の環境を生かした学習活動が大変有効であると考えられます。また、他教科での学習活動においても、例えば学習の成果物として動画作成、複数のアプリケーションを活用して行う研究的な学習、高いコンピューター処理性能や高い画像解析度を必要とする学習、1人の児童生徒が効率的な複数の端末を使う学習、このようなことが文部科学省のGIGAスクール構想の中に書かれておったんですけど、例えば中学生とかはあそこの施設に行きます、じゃあ備付けのタブレット、パソコンを使います。そのスタッフの人に「動画編集したいんですけど、分かりません。教えてもらっていいですか」という話になると思うんですよ、ゆくゆくは。こうなったときにどれぐらいそういう生徒たちをサポートできる体制があるのか。そういうふうにしていくのか、それともただ備え付けちゃうだけのパソコンで、タブレットで、みんなでクーラーに当たりながらYouTubeでも見てくださみたいな感じでしょうかね。是非ご答弁お願いします。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 先ほどのご質問、二つ見方があろうかと思います。文化的施設側がしっかり対応できるのかどうかという見方であったり、あるいは学校現場として文化的施設をしっかりと活用できるのかという見方もあろうかと思いますが、文化的施設の役割と

してお話しますと、先ほどYouTubeの編集だとかそういった専門的なお話も出ましたが、文化的施設はあくまでもそういった技術を教える場ではなくて、例えばそういったプログラミングであったり、情報技術に触れることと図書を結び合わせて、そういったところでの学習をする場をつくることにあろうかと思います。一方、議員心配されているように、一定の知識がないとやはりそういったところもサポートもできませんし、おつなぎすることもできません。場をつくることもできないと思いますので、そういったところの一定の人材育成であったり、その場というのは必要になってくるかと思いますので、そういったところはしっかり努めたいと思いますが、あくまでも技術を教える場ではなくて、そういった技術は学校で学んでいただくとして、そういったものをしっかり育てていく、あるいは場にしていけるとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 残り時間が50秒切りましたので、まだまだ聞きたいことがたくさんありましたが、今日はこの辺でやめておきたいと思います。

○議長（味元和義君） これで13番佐竹将典君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。

午前11時45分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第16号四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例について、日程第3、議案第17号四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例について、日程第4、議案第18号四万十町情報公開条例について、以上、議案第16号から議案第18号までの3議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 議案第17号ですが、ここは四万十町の情報公開・個人情報保護審査会条例です。私、これ目を通すわけですが、なかなか内容が分かりにくいですが。

次のページに組織として第4条、審査会は委員5人以内をもって組織するということと、第5条に委員は法律または行政に関し優れた見識を有する者のうちから町長が委嘱をするということですが、この審査会の中身として、それぞれ重要な情動的なことを審査する立場になると思うがです。その場合にいろいろ個人の問題等も出てくるかと思うわけですが、その場合にここは例えば議会の組織は、個人の問題という重要な案件については、秘密会とうたわれて、それを設置することもできるわけですが、この重要な情報、その保護審査会ですから、そういったことでその会議等の知り得た知識、情報が外部に漏れては私まづいなど認識しておりますけれども、審査会の委員に対しては、その問題はこうじゃという規定をよう見つけないわけですが、そういったことは必要にないのか。どうしてそこをうたい込んでおく必要がないのか、その辺り私自身が分かりませんので教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 今回条例で上げております審査会の関係ですけれども、個人情報保護法の制定によって、現在は情報公開の審査会が本町にありますけれども、それを統合した形となります。秘密情報を取扱いますので、条例の第5条第4項に、「秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様である」ということと、あと第15条に罰則規定があり、基本的に秘密は漏れない、漏れた場合にはこういった罰則まであり、秘密が漏れないような仕組みとなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9 番緒方正綱君。

○9 番（緒方正綱君） 議案第17号の先ほどの堀本議員の関連ですが、その審査会の委員の構成についてどういった方法による選定を考えているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 審査会の委員の構成です。先ほどお答えした現在の四万十町情報公開審査会がありまして、4名の委員になっていただいております。専門的な知識があるということで、高知大学の法務関係の教授、それから司法書士が2名、行政書士が1名という構成になり、こういう法務関係に精通した4名にお願いする予定としております。定員としては5人以内としておりますので、今後必要に応じて5人以内となるかもしれませんが、基本的にはそれでスタートするという考え方です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号四万十町情報公開条例についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第19号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 議案第19号について、いろいろ読んでみました。内容は出産時の一時金で、現在の総額42万円を8万円上げて50万円ということで、これ全国一律で引上げると書かれておって、内容については大体把握はするんですが、とりわけ本町は産婦人科の場合、苦勞されて現在も近くの助産施設に行かれるということですが、今回、全国一律に出産一時金としてアップするということですので、そういった意味合いでは救済されていく内容です。その中身について、加算額が1万2,000円と書いてあり、内容は産科医療保障制度に加入している医療施設があって、加入されていた場合は1万2,000円が加算をされて50万円。入っていない医療体制については48万8,000円と読み解いておるんですが、この産科医療保障制度の背景があると思うんですけど、ケーブルテレビを通じて、特に出産を考えられている方は興味のあるところだと思いますので、そういった背景と我々の地域の医療体制の中で、改正後の金額50万円に至る部分について、もう一度詳しい内容をお伺いします。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 今回の議案に関連します1万2,000円の加算額で、産科医療保障制度のご説明です。議案説明資料を読む形になりますが、ご承知ください。

この産科医療保障制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として平成21年に創設されております。平

成21年には出産育児一時金に関する制度の見直し等が同時に行われておりまして、この出産育児一時金についても直接支払い制度が導入されて、医療機関で直接被保険者の方が負担をしなくてもいいような手続に変わっております。

この産科医療保障制度の対象ですが、一定の要件を満たしたものが対象になり、大きく三つあります。まず一つ目が、在胎週数が28週以上であること、二つ目として先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること、三つ目として身体障害者手帳1級、2級相当の脳性麻痺であることが要件となっております。医師の判断によって、この要件が確認されたら、こちらの産科医療保障制度の保障が受けられるので申請の対象となります。また、申請期間は子どもの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までで、特例として極めて重症である場合は生後6か月から申請が可能な制度となっております。

制度に加入しておる機関ですが、高知県の加入分娩機関として登録が有効であるところは19件となっております。あいにく四万十町内には産科がありませんので、現状でこの制度が利用できる医院はありませんが、主に高知市内に集中的にあり、幡多近辺では高知県立幡多けんみん病院と、四万十市にある菊池産婦人科医院などが加入しておる機関、基本的に産科のある医療機関についてはほぼ加入されています。

また、この50万円に至った経緯は国の審議会の医療保険部会においてそういう意見が出されたということで、一律50万円に統一されたところです。出産に関する費用はここ10年間じわりじわりと上昇しており、そういったところを加味して今回8万円の引上げとなりますが、出産費用の全体としては、全国では平均値が45万円、中央値も45万円ほどとなっており、最も高いところが東京都で56万5,000円、これもあくまで平均値です。高い医療機関、低い医療機関、また個室等の利用によっていろいろ料金に幅がありますので、それより高いところも低いところも出てきます。最も低いところで鳥取県が35万円ほどで、高知県は平均値が38万8,000円ほどで、中央値としては39万円ですので、高知県内の標準的な医療機関で出産された方は、この50万円で十分に賄える金額設定になっています。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 大体理解したんですが、いわゆる加算額の1万2,000円ですね。これを全国ベースということですが、根拠法令等の中にも書いています。3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額ということなので、今回の1万2,000円は、従前どおり全国一律の今回の分に設定されてきているわけですか。その点確認します。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 失礼いたしました。ちょっと答弁が抜けておって、1万2,000円の根拠ですが、この1万2,000円は産科医療保障制度の掛金となりまして、全国一律の金額になります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第20号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 一点だけお伺いします。改正による被保険者への影響で、1人世帯で所得が約820万円以上の世帯で課税限度額が102万円から104万円に引き上げられるということですが、対象となる世帯数をどの程度見込んでいるのか。また5割軽減、2割軽減の世帯数もどの程度見込んでおるのか。そのことによって税収がどのように変化していくのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） まず課税限度額に達する世帯数ですが、現在は令和５年度課税がまだ所得等もはつきりしておりませんので算出できないんですけども、令和４年度の課税において課税限度額の上限に達している世帯は37世帯となります。また、軽減世帯としても同じように、令和５年度の見込みは立てられないわけですがけれども、令和５年２月末現在において５割軽減世帯が500世帯、２割軽減世帯が328世帯となっております。そして、この軽減に対する税収の影響ですが、課税限度額の条件が上がるということで、税収は多少上がると思いますけども、それとは別に所得自体が新型コロナウイルス感染症の影響であったり、いろいろな要因によって下がってくる状況にありますので、この軽減による税収への影響はあまりないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第７、議案第21号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第22号四万十町産材利用促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番林健三君。

○4 番（林健三君） 一点だけお聞きします。改正後です。第2条の関係で、住宅など町産材を用いて建築した住宅とか店舗と事務所と、それからその下にある町産材森林組合製材業者、木材販売業者によって、四万十町内で産出された材であることが証明された木材を言うを書いてありますが、中には住宅を建てるにはこだわりの人間がおると思いますよ。これは杉、ヒノキが主で算出しちゅうがやと思うがやけど、縁板とかは砂切りとか使う人がおるがですよ。上がり框は桑を使う、ケヤキを使うとか。木材は大体、杉、ヒノキが主じゃと思うがやけど、あと根太に栗を使うと腐りにくいとかがあるがですよ。町内で産出された材であるということは、ケヤキを使おうが栗を使おうが、適用するがか、その辺だ

けお聞きします。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 新しい条例案の町産材の考え方ですが、これは杉、ヒノキがメインではありますが、それ以外の材でも町産材であることが証明されれば対象となります。

○議長（味元和義君） 2番橋本章央君。

○2番（橋本章央君） 私も一点だけですけども、これまで住宅を対象とするときに、延べ面積が70㎡以上という縛りがありました。今回新しく、店舗または事務所が追加されておりますが、これについての最低限の面積とか縛りとか約束事はあるのでしょうか。多分規則で定めることになっておりますが、規則が見当たりませんので、その点を教えてください。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 今回の条例案は、細かい数字的なところは記述しない案になっておりますが、これまで行ってきた住宅の構造では70㎡以上という基準がありました。来年度以降も住宅に関して、新築は70㎡以上、それから店舗、事務所につきましては20㎡以上と考えております。令和5年度当初予算の概要資料にも記述はしておりますけれども、20㎡以上の店舗、事務所、そして増築の部分で考えています。

○議長（味元和義君） 8番村井眞菜君。

○8番（村井眞菜君） 町産材利用促進については、かなり縛りが今まであったので少し使いづらいものだったんですけど、今回の条例改正で大分縛りが少なくなって利用されやすくなったかなと思うんですが、その中で、今まではその縛りの中に入ることができなかった方々もいらっしゃると思うんですけど、今、正に建てている方は、どこまで遡ってこの補助を適用することができるのかお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） この事業の活用できるのは来年度、いわゆる次の4月1日以降の建築にかかる方からとなります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町産材利用促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時27分 散会